

国見町条例第 3 1 号

東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例（平成 23 年国見町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項本文中「令和 6 年度」を「令和 7 年度」に、「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、同項ただし書中「令和 6 年度」を「令和 7 年度」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(7) 第 5 条第 1 項第 13 号、第 14 号及び第 6 条第 1 項第 13 号、第 14 号に該当する場合にあつては、令和 7 年度に決定された税額等

第 5 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(13) 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による退避のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であつたため避難又は退避を行っている世帯及び同法第 20 条第 2 項の規定による計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯について、次の表の左欄に掲げる住所を有していた区域等の区分に応じ、算定した対象保険税額に同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免する。ただし、旧緊急時避難準備区域の世帯並びに平成 26 年度から平成 28 年度まで並びに令和元年度の各年度中に区域指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域の世帯並びに令和 4 年度及び令和 5 年度に区域指定が解除された特定復興再生拠点区域の世帯及び令和 7 年 3 月 31 日に区域指定が解除された帰還困難区域の世帯であつて、世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が 600 万円を超える世帯については、この限りでない。

住所を有していた区域等	減免の割合
以下を除区域等	全部
平成 28 年に指定が解除された避難指示解除準備区域	2 分の 1
旧緊急時避難準備区域、平成 27 年 12 月 31 日までに指定が解除された避難指示解除準備区域	減免なし

(14) 前号の規定による保険税の減免について、令和 7 年 3 月 31 日に区域指定が解除された帰還困難区域の世帯のうち、世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が 600 万円を超える世帯の保険税の減免は、前号ただし書の規定にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつて

は、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する令和 7 年度分の保険税のうち、令和 7 年 4 月から 9 月分までの保険税に相当する月割算定額を免除する。

第 6 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (13) 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による退避のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であったため避難又は退避を行っている第 1 号被保険者及び同法第 20 条第 2 項の規定による計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた第 1 号被保険者について、次の表の左欄に掲げる住所を有していた区域等の区分に応じ、算定した対象介護保険料額に同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免する。ただし、旧緊急時避難準備区域の第 1 号被保険者並びに平成 26 年度から平成 28 年度まで並びに令和元年度の各年度中に区域指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域の第 1 号被保険者並びに令和 4 年度及び令和 5 年度に区域指定が解除された特定復興再生拠点区域の第 1 号被保険者及び令和 7 年 3 月 31 日に区域指定が解除された帰還困難区域の第 1 号被保険者であって、個人の合計所得金額が 633 万円以上の第 1 号被保険者については、この限りでない。

住所を有していた区域等	減免の割合
以下の除く区域等	全部
平成 28 年に指定が解除された避難指示解除準備区域	2 分の 1
旧緊急時避難準備区域、平成 27 年 12 月 31 日までに指定が解除された避難指示準備区域	減免なし

- (14) 前号の規定による介護保険料の減免について、令和 7 年 3 月 31 日に区域指定が解除された帰還困難区域の第 1 号被保険者であって、個人の合計所得金額が 633 万円以上の第 1 号被保険者の介護保険料の減免は、前号ただし書の規定にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する令和 7 年度分の介護保険料のうち、令和 7 年 4 月から 9 月分までの介護保険料額に相当する月割算定額を免除する。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- この条例の施行の際に改正前の東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例第 7 条の規定に基づき、同条例第 5 条、第 6 条に関し町税等の減免の申請があつた場合には、改正後の条例第 7 条の規定に基づく申請があつたものとみなす。